

議案第 75 号

平成22年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,030千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		233,286	10,030	223,256
	1 一般会計繰入金	233,286	10,030	223,256
補正されなかった款項に係る額		1,211,349	0	1,211,349
歳入合計		1,444,635	10,030	1,434,605

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		95,378	10,030	85,348
	1 総 務 管 理 費	85,684	10,030	75,654
補正されなかった款項に係る額		1,349,257	0	1,349,257
歳 出 合 計		1,444,635	10,030	1,434,605

1 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
3 職員給与費等繰入金	10,030 ( 60,105) ( 50,075)	1 職員給与費等繰入金	10,030	・職員給与費等繰入金更正減 〔高齢者生きがい推進課〕 10,030
項計	10,030 ( 233,286) ( 223,256)			
款計	10,030 ( 233,286) ( 223,256)			
歳入合計	10,030 ( 1,444,635) ( 1,434,605)			

2 歳 出

( 款 ) 1 総務費

( 項 ) 1 総務管理費

( 単 位 千 円 )

目	補正額 (補正前の額) ( 計 )	補正額の財源内訳			節		説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理 費	10,030 ( 85,684) ( 75,654)			10,030 繰入金 10,030 10,030 10,030		2 給料 4,661 3 職員手当等 4,262 4 共済費 1,107	
							1 職員人件費 7 人分 10,030
							(1) 一般職人件費 7 人分 [人材育成課] 10,030
							給料更正減 ( 4,661) 職員手当等更正減 ( 4,262) 共済費更正減 ( 1,107)
項 計	10,030 ( 85,684) ( 75,654)			10,030			
款 計	10,030 ( 95,378) ( 85,348)			10,030			
歳出合計	10,030 ( 1,444,635) ( 1,434,605)			10,030			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補 正 後	7		22,817	13,637	36,454	13,621	50,075	
補 正 前	7		27,478	17,899	45,377	14,728	60,105	
比 較			4,661	4,262	8,923	1,107	10,030	

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	児童・子ども 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)
	補正後	390	1,857	378	465	51	1,730				8,326	440	
	補正前	234	2,217	486	433	51	3,698				10,780		
	比 較	156	360	108	32		1,968				2,454	440	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明(千円)	備 考	
給 料	4,661	給与改定に伴う増減分	7	給与改定による減額分	平成22年度給与改定の状況 給料の改定率 0.1% 給与改定実施時期 平成22年12月1日
		その他の増減分	4,654	職員の配置替え等に伴うもの	職員数の異動状況 (現に在職する (その他) (計) 職員数) 補正後 7人 人 7人 補正前 7人 人 7人 増 減 人 人 人
職員手当等	4,262	制度改正に伴う増減分	469	地域手当の減額分	
				期末・勤勉手当の減額分	
				公民較差調整額分	438
					30
		その他の増減分	3,793	職員の配置替え等に伴うもの	

( 3 ) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
補正後 (平成22年10月1日現在)	平均給料月額 (円)	257,126
	平均給与月額 (円)	291,063
	平均年齢(歳)	32.10
補正前 (平成22年1月1日現在)	平均給料月額 (円)	307,899
	平均給与月額 (円)	341,581
	平均年齢(歳)	39.07

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度	
		一 般 行 政 職 (円)	
補正後 (平成22年10月1日現在)	高 校 卒	144,500	140,100
	大 学 卒	178,800	種 181,200
種 172,200			
補正前 (平成22年1月1日現在)	高 校 卒	144,500	140,100
	大 学 卒	178,800	種 181,200
種 172,200			



ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後 (平成22年10月1日現在)	1 級	1	16.7
	2 級	3	50.0
	3 級		
	4 級	2	33.3
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0
補正前 (平成22年1月1日現在)	1 級	2	33.3
	2 級		
	3 級	1	16.7
	4 級	2	33.3
	5 級	1	16.7
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	事務員	主 事		主 査				

工 昇給

区 分		全 職 種		
補正後	職 員 数	( A )	( 人 )	7
	昇給に係る職員数	( B )	( 人 )	7
	号 給 数 別 内 訳	1号給	( 人 )	
		2号給	( 人 )	1
		3号給	( 人 )	
		4号給	( 人 )	6
		6号給	( 人 )	
		8号給	( 人 )	
比 率	( B ) / ( A )	( % )	1 0 0	
補正前	職 員 数	( A )	( 人 )	7
	昇給に係る職員数	( B )	( 人 )	7
	号 給 数 別 内 訳	2号給	( 人 )	
		4号給	( 人 )	6
		6号給	( 人 )	
		8号給	( 人 )	1
比 率	( B ) / ( A )	( % )	1 0 0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務 の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.95	2.0	3.95	有	
補 正 前	1.95	2.2	4.15	有	
国 の 制 度	1.95	2.0	3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	
支給率 (%)	8
支給対象職員 (人)	7
国の指く定基準に 基づく支給率 (%)	3

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職
給料総額に対する比率 (%)	0.22
支給対象職員 (平成22年10月1日現在)の比率 (%)	14.3
代表的な特殊勤務手当の名称	社会福祉手当

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 な る	<p>国 借家の場合  家賃12,000円以下 支給なし  家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給</p> <p>本市 借家の場合  家賃11,500円以下 支給なし  家賃11,500円を超える場合 27,500円を限度に支給</p> <p>自宅の場合  世帯主 7,000円</p>
通勤手当	異 な る	<p>国 交通機関等を利用する場合  月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価格を半年ごとに支給</p> <p>自動車等を利用する場合  使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給</p> <p>本市 交通機関等を利用する場合  6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価格を半年ごとに支給</p> <p>自動車等を利用する場合  使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給</p>